

保安規定変更認可申請と使用変更許可の対比表（南地区・使用施設）

保安規定変更申請	使用変更許可	説明												
<p>(定義) 第3条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(26) (変更なし)</p> <p>(27) 「燃料デブリ」とは、原子炉内で溶融した燃料成分が構造材を巻き込みながら固化した物をいう。燃料デブリには燃料成分が含まれるため、核燃料物質として取扱う。</p> <p>(28) 「1F燃料デブリ」とは、福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリをいう。</p> <p>(29) 「汚染物試料」とは、核燃料物質によって汚染された物のうち、試験に供する物（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質によって汚染された物（コンクリート、金属材料、有機材料、汚染水（地下水や雨水などが福島第一原子力発電所建屋内の放射性物質に触れることや、燃料デブリを冷却した後の水が福島第一原子力発電所建屋内に滞留することにより発生する水））及びその他核燃料物質によって汚染された物を含む。）をいう。</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】 2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1338 317 2288 695"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>①照射した燃料等及び核燃料物質等（核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物（福島第一原子力発電所内で採取したコンクリート、金属材料、有機材料、<u>汚染水</u>及びその他核燃料物質で汚染された物を含む。））（以下「試料」という。）の照射後試験及び試験を行う。並びにマイナーアクチニド核種であるアメリカシウム及びネプツニウムを含む燃料（以下「MA 試料」という。）等の作製及び試験を行う。 《省略》</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="1338 701 2288 1682"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1-①</td> <td>照射燃料集合体試験施設及びその他の施設から照射燃料試験施設（以下「本施設」又は「AGF」という。）に搬入された核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）の試料並びに MA 試料等は、表 2-1 場所別使用の方法に従って使用する。また、表 2-2 に最大取扱放射能、表 2-3 に取扱制限量をそれぞれ示す。試料は「8-3 貯蔵施設の設備」に示す最大収納量を超えない範囲で貯蔵を行う。セル又はグローブボックスから漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、セル又はグローブボックス内において容器に収納されていない粉体の核燃料物質の取扱いを表 2-4 に示すとおり制限する。 試料及び MA 試料等の流れの概要を図 1 に示す。 <u>なお、汚染水*の取扱いについては、1F 燃料デブリと同様とし、別添 1 図-1 1F 燃料デブリ分析に関するフローに示すとおりである。</u> <u>※地下水や雨水などが福島第一原子力発電所建屋内の放射性物質に触れることや、燃料デブリを冷却した後の水が福島第一原子力発電所建屋内に滞留することにより発生する水</u> なお、本施設の臨界安全を確保するために表 2-3 に示すとおり核的制限を行い、いかなる場合でも臨界が起こらないように使用する。 上記の核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄しようとする物のうち、固体状の物は以下のとおりの取扱いを行う。 《省略》</td> </tr> </tbody> </table> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】 2. 使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1338 1829 2288 1946"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>① 照射した燃料集合体等及び燃料ピン等の照射後試験を行う。また、核燃料物質等（核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物</td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	1	①照射した燃料等及び核燃料物質等（核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物（福島第一原子力発電所内で採取したコンクリート、金属材料、有機材料、 <u>汚染水</u> 及びその他核燃料物質で汚染された物を含む。））（以下「試料」という。）の照射後試験及び試験を行う。並びにマイナーアクチニド核種であるアメリカシウム及びネプツニウムを含む燃料（以下「MA 試料」という。）等の作製及び試験を行う。 《省略》	整理番号	使用の方法	1-①	照射燃料集合体試験施設及びその他の施設から照射燃料試験施設（以下「本施設」又は「AGF」という。）に搬入された核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）の試料並びに MA 試料等は、表 2-1 場所別使用の方法に従って使用する。また、表 2-2 に最大取扱放射能、表 2-3 に取扱制限量をそれぞれ示す。試料は「8-3 貯蔵施設の設備」に示す最大収納量を超えない範囲で貯蔵を行う。セル又はグローブボックスから漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、セル又はグローブボックス内において容器に収納されていない粉体の核燃料物質の取扱いを表 2-4 に示すとおり制限する。 試料及び MA 試料等の流れの概要を図 1 に示す。 <u>なお、汚染水*の取扱いについては、1F 燃料デブリと同様とし、別添 1 図-1 1F 燃料デブリ分析に関するフローに示すとおりである。</u> <u>※地下水や雨水などが福島第一原子力発電所建屋内の放射性物質に触れることや、燃料デブリを冷却した後の水が福島第一原子力発電所建屋内に滞留することにより発生する水</u> なお、本施設の臨界安全を確保するために表 2-3 に示すとおり核的制限を行い、いかなる場合でも臨界が起こらないように使用する。 上記の核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄しようとする物のうち、固体状の物は以下のとおりの取扱いを行う。 《省略》	整理番号	使用の目的	1	① 照射した燃料集合体等及び燃料ピン等の照射後試験を行う。また、核燃料物質等（核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物	<p>・使用変更許可申請の許可（令和 5 年 5 月 29 日付け）に基づき、使用の目的及び使用の方法 1-①の変更に対応する定義の追加であり、齟齬はない。</p>
整理番号	使用の目的													
1	①照射した燃料等及び核燃料物質等（核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物（福島第一原子力発電所内で採取したコンクリート、金属材料、有機材料、 <u>汚染水</u> 及びその他核燃料物質で汚染された物を含む。））（以下「試料」という。）の照射後試験及び試験を行う。並びにマイナーアクチニド核種であるアメリカシウム及びネプツニウムを含む燃料（以下「MA 試料」という。）等の作製及び試験を行う。 《省略》													
整理番号	使用の方法													
1-①	照射燃料集合体試験施設及びその他の施設から照射燃料試験施設（以下「本施設」又は「AGF」という。）に搬入された核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）の試料並びに MA 試料等は、表 2-1 場所別使用の方法に従って使用する。また、表 2-2 に最大取扱放射能、表 2-3 に取扱制限量をそれぞれ示す。試料は「8-3 貯蔵施設の設備」に示す最大収納量を超えない範囲で貯蔵を行う。セル又はグローブボックスから漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、セル又はグローブボックス内において容器に収納されていない粉体の核燃料物質の取扱いを表 2-4 に示すとおり制限する。 試料及び MA 試料等の流れの概要を図 1 に示す。 <u>なお、汚染水*の取扱いについては、1F 燃料デブリと同様とし、別添 1 図-1 1F 燃料デブリ分析に関するフローに示すとおりである。</u> <u>※地下水や雨水などが福島第一原子力発電所建屋内の放射性物質に触れることや、燃料デブリを冷却した後の水が福島第一原子力発電所建屋内に滞留することにより発生する水</u> なお、本施設の臨界安全を確保するために表 2-3 に示すとおり核的制限を行い、いかなる場合でも臨界が起こらないように使用する。 上記の核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄しようとする物のうち、固体状の物は以下のとおりの取扱いを行う。 《省略》													
整理番号	使用の目的													
1	① 照射した燃料集合体等及び燃料ピン等の照射後試験を行う。また、核燃料物質等（核燃料物質及び核燃料物質で汚染された物													

保安規定変更申請	使用変更許可		説明
		(福島第一原子力発電所内で採取したコンクリート、金属材料、有機材料、 <u>汚染水</u> 及びその他核燃料物質で汚染された物を含む。)の試験を行う。 《省略》	
	整理番号	使用の方法	
	1-①	<p>照射燃料集合体試験施設（以下、既設施設及び増設施設を合わせ「FMF」という。）に搬入された核燃料物質等の試料は、「常陽」燃料集合体にあつては年間10体、「もんじゅ」燃料集合体にあつては年間2体の試験計画により、表2-1場所別使用方法に従って使用する。また、その他として海外炉及び国内炉で照射された燃料ピン等の試験試料、並びに核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）についても同様に場所別使用方法に従って使用する。各セル等の設備能力として、表2-2に最大取扱放射能量及び表2-3に最大取扱核燃料物質重量を示す。試料は「8-3 貯蔵施設の設備」に示す最大収納量を超えない範囲で貯蔵を行う。</p> <p>セルから漏えいするおそれのある粉体の核燃料物質の量を抑制するために、セル内において容器に収納されていない粉体の核燃料物質が発生する取扱いを表2-4に示すとおり制限する。試料の流れの概要を図2-1に示す。</p> <p><u>なお、汚染水*の取扱いについては、1F燃料デブリと同様とし、別添1 図-1 1F燃料デブリ分析に関するフローに示すとおりである。</u></p> <p><u>※地下水や雨水などが福島第一原子力発電所建屋内の放射性物質に触れることや、燃料デブリを冷却した後の水が福島第一原子力発電所建屋内に滞留することにより発生する水</u></p> <p>また、各セル内の使用場所の配置を図2-2から図2-10に示す。</p> <p>なお、FMFの臨界安全を確保するために表2-3に示すとおり核的制限を行い、いかなる場合でも臨界が起こらないように使用する。</p> <p>上記の核燃料物質等（福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。）の使用に伴って発生し、廃棄施設へ廃棄しようとする物のうち、固体状の物は以下のとおりの取扱いを行う。</p> <p>《省略》</p>	
<p>(周辺監視区域内運搬)</p> <p>第5 1 条 周辺監視区域内において核燃料物質等を運搬（周辺監視区域外からの搬入及び周辺監視区域外への搬出は除く。）する課長（以下「内運搬担当課長」という。）は、あらかじめ運搬計画を作成し、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに当該部長の承認を受ける。ただし、運搬する核燃料物質等の量が、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示（平成2年科学技術庁告示第5号）第3条に定める量を超えない場合は、運搬計画の作成を要しない。</p> <p>2 内運搬担当課長は、核燃料物質等を周辺監視区域内で運搬するときは、次の各号に掲げる措置を講じる。</p> <p>(1) 核燃料物質の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。<u>また、AGF及びFMFにおける汚染物試料の運搬にあたっては、いかなる場合においても、臨界に達するおそれがないように行うこと。</u></p> <p>(2)～(8) (変更なし)</p> <p>3～4 (変更なし)</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>添付書類1 6. 核燃料物質の臨界防止：記載省略</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>添付書類1 6. 核燃料物質の臨界防止：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和5年5月29日付け）に基づき、使用の方法 1-①の変更に対応する汚染物試料の取り扱いに関する記載の追加であり、齟齬はない。</p>	

保安規定変更申請	使用変更許可	説明												
<p>(液体廃棄物の容器による廃棄)</p> <p>第54条 作業担当課長は、液体廃棄物を容器により廃棄する場合は、水溶液と有機溶液とに区分し、別表第31により分類し、それぞれ所定の容器に入れ、かつ有害な化学反応を起こさないような措置を講じる。また、容器ごとに廃棄物の内容、主な核種とその量、線量当量率を明示する。</p> <p>2 管理区域管理者は、前項の容器を確認し、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>3 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>9-2 液体廃棄施設</p> <p>(3) 液体廃棄施設の設備</p> <table border="1" data-bbox="1350 289 2300 583"> <thead> <tr> <th data-bbox="1350 289 1617 373">液体廃棄設備の名称</th> <th data-bbox="1617 289 1721 373">個数</th> <th data-bbox="1721 289 2300 373">仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1350 373 2300 426">《省略》</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1350 426 1617 531">廃液処理装置</td> <td data-bbox="1617 426 1721 531">一式</td> <td data-bbox="1721 426 2300 531">廃液処理装置一式固化式 設置場所廃液処理室</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="1350 531 2300 583">《省略》</td> </tr> </tbody> </table>	液体廃棄設備の名称	個数	仕様	《省略》			廃液処理装置	一式	廃液処理装置一式固化式 設置場所廃液処理室	《省略》			<p>・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、9-2(3) 液体廃棄施設の設備の変更（廃液処理装置の削除）に対応する記載の削除であり、齟齬はない。</p>
液体廃棄設備の名称	個数	仕様												
《省略》														
廃液処理装置	一式	廃液処理装置一式固化式 設置場所廃液処理室												
《省略》														
<p>(廃液タンクの液体廃棄物の廃棄)</p> <p>第56条 管理区域管理者は、第54条に定める以外の液体廃棄物を廃棄する場合は、発生元ごとに別表第32に掲げる区分に従って廃液タンクに貯留し、一般排水溝に排出することができない液体廃棄物については保管したのち、廃液輸送管によりJWTF又は大洗研究所の廃棄物管理施設（以下「廃棄物管理施設」という。）に移送する。また、廃液輸送管で移送することができない場合には、環境技術課長に引き渡す。</p> <p>なお、廃液タンクに貯留した液体廃棄物をJWTFへ移送するときは、WDFからは専用の廃液運搬車を使用し、FMFからは廃液輸送管を使用する。</p> <p>2 管理区域管理者は、臨界管理上有意な量の核燃料物質を含む液体廃棄物を移送してはならない。</p> <p>3 高速炉第1課長は、液体廃棄物をJWTFに受け入れる場合は、液体廃棄物A受入タンク又は液体廃棄物B受入タンクに受入れ、別表第31に掲げる液体廃棄物Aの放射性物質濃度基準を超えるものについては、廃棄物処理設備により蒸発濃縮処理、固化処理等を行う。</p> <p>4 液体廃棄物中のアルファ放射性物質濃度が別表第31における基準以上の場合、WDFについては環境技術課長が廃液処理装置により、FMFについては高速炉第1課長がJWTFの廃棄物処理設備により、AGFについては燃料試験課長が廃液処理装置によりそれぞれ処理する。</p> <p>5～8 （変更なし）</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>9-2 液体廃棄施設：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、9-2(3) 液体廃棄施設の設備の変更（廃液処理装置の削除）に対応する記載の削除であり、齟齬はない。</p>												

保安規定変更申請	使用変更許可	説明
<p>(廃液処理装置による液体廃棄物の処理)</p> <p>第57条 燃料試験課長は、AGFにおいて廃液処理装置を用いて液体廃棄物を処理する場合は、石膏等で固化し、固体廃棄物として処置する。</p> <p>2 環境技術課長は、WDFにおいて廃液処理装置を用いて液体廃棄物を処理する場合は、次の各号に掲げるところにより行う。</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>9-2 液体廃棄施設：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、9-2(3) 液体廃棄施設の設備の変更（廃液処理装置の削除）に対応する記載の削除であり、齟齬はない。</p>
<p>(核燃料物質等の取扱計画及び報告)</p> <p>第71条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を取り扱おうとするとき（運搬を除く。）は、取扱目的、期間、方法（通常のと異なる取扱いを計画する場合は、その取扱条件等を含む。また、使用を終了した核燃料物質の保管に関する事項及び核燃料物質の処理が必要な場合は、その処理に関する事項（処理方法及び期間）を含む。）、取扱場所並びに取り扱う核燃料物質に関し、種類、物理的性状、燃焼度及び区分別（濃縮度別を含む。）の数量及び安全上の評価を明らかにした取扱計画を立てる。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、前項に定める取扱計画について、施設管理統括者の承認並びに核燃料取扱主務者の同意を得る。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第1項の取扱計画に係る核燃料物質の取扱いを終えたときは、その旨を、施設管理統括者及び核燃料取扱主務者に報告する。</p> <p>4 <u>AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を取り扱おうとするとき（運搬を除く。）は、第1項から第3項と同様に行う。</u></p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和5年5月29日付け）に基づき、使用の方法1-①の変更に対応する汚染物試料の取り扱いに関する記載の追加であり、齟齬はない。</p>
<p>(核燃料物質等の管理)</p> <p>第72条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、使用施設等に核燃料物質を受け入れるときは、第73条に定める臨界管理を行うとともに、次の各号に掲げる量を超えないようにする。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を受け入れるときは、核燃料物質と同様に第73条に定める臨界管理を行うとともに、次の各号に掲げる量を超えないようにする。</u></p> <p>(1)～(2) (変更なし)</p> <p>(3) AGF及びFMFにおいて<u>福島第一原子力発電所内で採取した燃料デブリ（以下「1F燃料デブリ」という。）</u>を受け入れる場合は、別表第39.1に定める1F燃料デブリの年間予定使用量を超えないこと。</p> <p>2～3 (変更なし)</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和5年5月29日付け）に基づき、使用の方法1-①の変更に対応する汚染物試料の臨界管理に関する記載の追加であり、齟齬はない。</p>

保安規定変更申請	使用変更許可	説明								
<p>(臨界管理)</p> <p>第73条 施設管理者(環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。)は、核燃料物質の使用、保管及び運搬を行うときは、いかなる場合においても臨界に達しないようにする。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料の使用、保管及び運搬を行うときは、核燃料物質と同様にいかなる場合においても臨界に達しないようにする。</u></p> <p>2 核燃料物質の使用及び保管に係る臨界管理は、管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。ただし、FMFの除染セル、クリーンセル、第2除染セルにおける取扱い及び集合体キャスクによる移送においては、質量管理及び形状管理によりこれを行う。質量管理に係る取扱制限量は、それぞれ別表第40のとおりとする。<u>また、AGF及びFMFにおける汚染物試料の使用及び保管に係る臨界管理は、核燃料物質と同様に管理する区域を設定し、質量管理によりこれを行う。</u></p> <p>3 AGF、FMF及びIRAFへ施設外より核燃料物質を受け入れるときは、次の各号により臨界管理を行う。<u>また、AGF及びFMFにおいて、汚染物試料を受け入れるときは、核燃料物質と同様に次の第2号により臨界管理を行う。</u></p> <p>(1)～(2) (変更なし)</p> <p>4 AGF及びFMF内において、別表第40に掲げる取扱区域間で核燃料物質を移動するときは、次の各号により臨界管理を行う。<u>また、別表第40に掲げる取扱区域間で汚染物試料を移動するときは、核燃料物質と同様に次の各号により臨界管理を行う。</u></p> <p>(1)～(2) (変更なし)</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>2.使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>表2-3 取扱制限量：記載省略</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>添付書類1 6.核燃料物質の臨界防止</p> <p>6. 1 臨界管理</p> <p>本施設では、核燃料物質の使用又は保管に当たり質量管理により臨界管理を行う。</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>2.使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>表2-3 最大取扱核燃料物質重量：記載省略</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量：記載省略</p> <p>添付書類1 6.核燃料物質の臨界防止</p> <p>6. 1 臨界管理の概要</p> <p>(1) 核燃料物質の使用又は貯蔵に当たっては、各取扱場所又は容器の単一ユニットで質量管理(本数制限を含む。)又は形状管理による臨界管理を実施し、最大取扱量以下でしか核燃料物質を取り扱わない。</p>	<p>・使用変更許可申請の許可(令和5年5月29日付け)に基づき、使用の方法1-①の変更に対応する汚染物試料の臨界管理に関する記載の追加であり、齟齬はない。</p>								
<p>(核燃料物質等1F燃料デブリの加熱に伴う安全対策)</p> <p>第74条の2 燃料試験課長は、<u>AGFにおいて核燃料物質(1F燃料デブリを含む。)1F燃料デブリ</u>の試料調製及び分析試料の蒸発乾固処理において溶液を加熱する<u>ためときは</u>、加熱作業においては人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。<u>汚染物試料の溶液を加熱するときは、核燃料物質と同様に人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。</u></p> <p>2 集合体試験課長は、<u>FMFにおいて核燃料物質(1F燃料デブリを含む。)の試料調製及び分析試料の蒸発乾固処理において溶液を加熱するときは、加熱作業においては人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。汚染物試料の溶液を加熱するときは、核燃料物質と同様に人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行い安全を確保する。</u></p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>2.使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>添付書類1 3.火災等による損傷の防止</p> <p>グローブボックスはステンレス鋼であり、窓、フィルタ、グローブポート等も難燃性材料である。グローブボックス設備の中では、グローブが最も燃焼しやすい。したがって、火災防止のため、グローブボックス内は常によく整頓し、グローブボックス内への可燃性物質の持ち込みを最低限にし、さらに、それらの可燃性物質は金属製容器に入れておく等の措置を採る。</p> <p>以上のような対策にもかかわらず、セル内で火災が発生した場合、粉末消火器を接続することにより消火するか、セル内に用意してある粉末消火剤により消火する。また、グローブボックス内での火災発生の場合、各グローブボックス内に配置されている粉末消火剤にて消火する。</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>2.使用の目的及び方法</p> <table border="1" data-bbox="1335 1627 2300 1957"> <thead> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>《省略》</td> </tr> <tr> <th>整理番号</th> <th>使用の方法</th> </tr> <tr> <td>1-①</td> <td>《省略》 <u>実験室グローブボックスは、ステンレス鋼等製であり、窓、フィルタ、グローブポート等も難燃性材料から構成されており、グローブが最も燃焼しやすい。したがって、火災防止のためにグローブボックス内は常によく整頓し、グローブボックス内への可燃性物質の</u></td> </tr> </tbody> </table>	整理番号	使用の目的	1	《省略》	整理番号	使用の方法	1-①	《省略》 <u>実験室グローブボックスは、ステンレス鋼等製であり、窓、フィルタ、グローブポート等も難燃性材料から構成されており、グローブが最も燃焼しやすい。したがって、火災防止のためにグローブボックス内は常によく整頓し、グローブボックス内への可燃性物質の</u>	<p>・使用変更許可申請の許可(令和5年5月29日付け)に基づき、使用の方法1-①の変更に対応する汚染物試料の加熱に伴う安全対策に関する記載の追加であり、齟齬はない。</p> <p>・使用変更許可申請の許可(令和4年6月16日付け)に基づき、使用の方法1-①及び別添1の使用の方法1-②の変更に対応するFMFの核燃料物質(1F燃料デブリを含む。)の安全対策について記載の追加及び安全対策を実施する者として集合体試験課長の記載の追加であり、齟齬はない。</p>
整理番号	使用の目的									
1	《省略》									
整理番号	使用の方法									
1-①	《省略》 <u>実験室グローブボックスは、ステンレス鋼等製であり、窓、フィルタ、グローブポート等も難燃性材料から構成されており、グローブが最も燃焼しやすい。したがって、火災防止のためにグローブボックス内は常によく整頓し、グローブボックス内への可燃性物質の</u>									

保安規定変更申請	使用変更許可		説明														
		<p><u>持込みを最低限にし、さらに、それらの可燃性物質は金属製容器に入れる措置を講ずる。試料調製においては溶液を加熱するため、加熱作業中は人による常時監視及び万一の火災に備えた消火剤の配置を行う。以上のような対策にもかかわらず、グローブボックス内で火災が発生した場合は、グローブボックス内に配置されている粉末消火剤にて消火する。</u></p>															
<p>(核燃料物質等の保管)</p> <p>第75条 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、核燃料物質を保管する場合は、貯蔵施設において、これを行い、次の各号に掲げる管理を行う。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を保管する場合は、貯蔵施設において行う。</u></p> <p>(1) 貯蔵施設の目につきやすい場所に、核燃料物質の保管上の注意事項を掲示する。</p> <p>(2) 貯蔵施設に施錠する。ただし、セル内の貯蔵施設については、セルの扉に施錠する。</p> <p>2 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第3条の3に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質の貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料について貯蔵の記録（使用履歴を含む。）を作成し、管理する。</u></p> <p>3 施設管理者（環境技術課長及び高速炉第1課長を除く。）は、第3条の3に規定する核燃料物質の取扱いに関する管理基準に基づき核燃料物質を貯蔵した容器の定期点検を行う。<u>また、AGF及びFMFの施設管理者は、汚染物試料を貯蔵した容器の定期点検を行う。</u></p>	<p>別添1 1. 使用の方法：上記と同様の記載のため記載省略</p> <p>添付書類1 3. 火災等による損傷の防止：上記と同様の記載のため記載省略</p>	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>表8-1 貯蔵設備の概要：記載省略</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>表8-1 貯蔵設備の概要：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和5年5月29日付け）に基づき、使用の方法1-①の変更に対応する汚染物試料の保管に関する記載の追加であり、齟齬はない。</p>														
<p>(汚染された物品の保管)</p> <p>第76条 管理区域内において核燃料物質によって汚染された物（<u>汚染物試料を除く。</u>）を保管する者は、当該物品をあらかじめ施設管理者が指定する場所において保管するとともに、物品名、担当課長名等を表示する。</p>		<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>2. 使用の目的及び方法：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和5年5月29日付け）に基づき、汚染物試料の保管は貯蔵施設において行うことを第75条にて定めることから、汚染物試料は本項で定める汚染された物品の対象としない旨を明確化する。</p>														
<p>別表第1 対象使用施設等（第2条、第5条）</p> <table border="1" data-bbox="222 1728 1291 1854"> <thead> <tr> <th>第1欄</th> <th>第2欄</th> <th>第3欄</th> <th>第4欄</th> <th>第5欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">使用施設等</td> <td colspan="2">設備区分</td> <td colspan="2">放射線管理用機器</td> </tr> <tr> <td>主要設備等</td> <td>付帯設備</td> <td>施設内管理用</td> <td>施設外管理用</td> </tr> </tbody> </table>	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	使用施設等	設備区分		放射線管理用機器		主要設備等	付帯設備	施設内管理用	施設外管理用		<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>9-2 液体廃棄施設：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可（令和4年6月16日付け）に基づき、9-2(3) 液体廃棄施設の設備の変更（廃液処理装置の削除）に対応する記載の削除であり、齟齬はない。</p>
第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄													
使用施設等	設備区分		放射線管理用機器														
	主要設備等	付帯設備	施設内管理用	施設外管理用													

保安規定変更申請				使用変更許可		説明														
(1) 照射燃料試験施設(以下「AGF」という。)	(1) セル等 (2) フード (3) 廃液設備 (4) 廃液処理装置 (5) その他付帯設備以外の設備	(1) 換気設備 (2) 電源設備 (3) 非常用電源設備	別表第20に掲げる放射線管理用機器	別表第17に掲げる放射線管理用機器																
《省略》																				
別表第36 負圧及び負圧警報設定値(第67条、第70条)			【施設番号1:照射燃料試験施設変更許可申請書】 7-3 使用施設の設備		<p>表7-4 2) グローブボックス等の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>グローブボックス名称</th> <th>数量</th> <th>概略仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>No.11 グローブボックス(廃液処理装置)</td> <td>1式</td> <td>概略寸法—幅—230 cm×奥行—100 cm×高さ—96 cm 材—質—ステンレス鋼、一般構造用鋼及びアクリル樹脂 気密度—0.1vol%/h以下* 負圧**—200Pa(20mmH₂O)以上 設置場所—廃液処理室</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> <tr> <td>No.16 グローブボックス</td> <td>1式</td> <td>概略寸法—幅—160 cm×奥行—60 cm×高さ—100 cm 材—質—ステンレス鋼、一般構造用鋼及びアクリル樹脂 気密度—0.1vol%/h以下* 負圧**—200Pa(20mmH₂O)以上 設置場所—恒温室</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> </tbody> </table>	グローブボックス名称	数量	概略仕様	No.11 グローブボックス(廃液処理装置)	1式	概略寸法—幅—230 cm×奥行—100 cm×高さ—96 cm 材—質—ステンレス鋼、一般構造用鋼及びアクリル樹脂 気密度—0.1vol%/h以下* 負圧**—200Pa(20mmH₂O)以上 設置場所—廃液処理室	《省略》			No.16 グローブボックス	1式	概略寸法—幅—160 cm×奥行—60 cm×高さ—100 cm 材—質—ステンレス鋼、一般構造用鋼及びアクリル樹脂 気密度—0.1vol%/h以下* 負圧**—200Pa(20mmH₂O)以上 設置場所—恒温室	《省略》		
グローブボックス名称	数量	概略仕様																		
No.11 グローブボックス(廃液処理装置)	1式	概略寸法—幅—230 cm×奥行—100 cm×高さ—96 cm 材—質—ステンレス鋼、一般構造用鋼及びアクリル樹脂 気密度—0.1vol%/h以下* 負圧**—200Pa(20mmH₂O)以上 設置場所—廃液処理室																		
《省略》																				
No.16 グローブボックス	1式	概略寸法—幅—160 cm×奥行—60 cm×高さ—100 cm 材—質—ステンレス鋼、一般構造用鋼及びアクリル樹脂 気密度—0.1vol%/h以下* 負圧**—200Pa(20mmH₂O)以上 設置場所—恒温室																		
《省略》																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名等</th> <th>負圧設定値</th> <th>負圧警報設定値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> <tr> <td>No.12ボックス、No.13ボックス、No.14ボックス、No.15ボックス、No.16ボックス、No.17ボックス、No.18ボックス</td> <td>250Pa以上 (25mmH₂O以上) (ボックス—第2操作室間)</td> <td>50Pa (5mmH₂O) (ボックス—第2操作室間)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> <tr> <td>No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックス、No.10グローブボックス、No.11グローブボックス、No.12グローブボックス、No.13グローブボックス、No.14グローブボックス、No.15グローブボックス、No.16グローブボックス、No.17グローブボックス、No.18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス</td> <td>200Pa以上 (20mmH₂O以上) (グローブボックス—設置室間)</td> <td>50Pa (5mmH₂O) (グローブボックス—設置室間)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> </tbody> </table>	設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値	《省略》			No.12ボックス、No.13ボックス、No.14ボックス、No.15ボックス、No.16ボックス、No.17ボックス、No.18ボックス	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス—第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス—第2操作室間)	《省略》			No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックス、No.10グローブボックス、 No.11グローブボックス、No.12グローブボックス、No.13グローブボックス、No.14グローブボックス、No.15グローブボックス、No.16グローブボックス、No.17グローブボックス、No.18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス	200Pa以上 (20mmH ₂ O以上) (グローブボックス—設置室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (グローブボックス—設置室間)	《省略》			<p>・使用変更許可申請の許可(令和4年6月16日付け)に基づき、表7-4 2) グローブボックス等の概要の変更(No.11 グローブボックスおよびNo.16 グローブボックスの削除)に対応する記載の削除であり、齟齬はない。</p>	
設備名等	負圧設定値	負圧警報設定値																		
《省略》																				
No.12ボックス、No.13ボックス、No.14ボックス、No.15ボックス、No.16ボックス、No.17ボックス、No.18ボックス	250Pa以上 (25mmH ₂ O以上) (ボックス—第2操作室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (ボックス—第2操作室間)																		
《省略》																				
No.4グローブボックス、No.5グローブボックス、No.6グローブボックス、No.7グローブボックス、No.8グローブボックス、No.10グローブボックス、 No.11グローブボックス、No.12グローブボックス、No.13グローブボックス、No.14グローブボックス、No.15グローブボックス、No.16グローブボックス、No.17グローブボックス、No.18グローブボックス、化学ボックス、質量分析用グローブボックス、ガス分析用グローブボックス	200Pa以上 (20mmH ₂ O以上) (グローブボックス—設置室間)	50Pa (5mmH ₂ O) (グローブボックス—設置室間)																		
《省略》																				
別表第39 年間予定使用量(第72条)			【施設番号1:照射燃料試験施設変更許可申請書】 5. 予定使用期間及び年間予定使用量 5-2 照射燃料試験施設		<p>・使用変更許可申請の許可(令和5年5月29日付け)に基づき、予定使用期間及び年間予定使用量への注釈の追加に対応する注釈の追加であり、齟齬はない。</p>															
(1) AGF			<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">年間予定使用量^{*2、*3}</th> <th colspan="2">年間予定使用量^{注2)、注3)}</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">《省略》</td> </tr> </tbody> </table>			核燃料物質の種類	年間予定使用量 ^{*2、*3}	年間予定使用量 ^{注2)、注3)}		最大存在量	延べ取扱量	《省略》								
核燃料物質の種類	年間予定使用量 ^{*2、*3}	年間予定使用量 ^{注2)、注3)}																		
		最大存在量	延べ取扱量																	
《省略》																				
<p>*1 ~ *2 (変更なし)</p> <p>*3: <u>核燃料物質及び汚染物試料に関する年間予定使用量を含む。</u></p>			<p>注1) ~ 注2) 《省略》</p> <p><u>注3) 核燃料物質等(福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。)に関する年間予定使用量とし、本5-2項で示した年間予定使用量の範囲内において取り扱うこととする。</u></p>																	

保安規定変更申請	使用変更許可	説明																						
<p>(2) FMF</p> <table border="1" data-bbox="210 296 1320 426"> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th colspan="2">年間予定使用量^{*6、*7}</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> <tr> <td colspan="3">《省略》</td> </tr> </table> <p>*1 ~ *6 (変更なし) *7: <u>核燃料物質及び汚染物試料に関する年間予定使用量を含む。</u></p>	核燃料物質の種類	年間予定使用量 ^{*6、*7}		最大存在量	延べ取扱量	《省略》			<p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>5. 予定使用期間及び年間予定使用量 (FMF)</p> <table border="1" data-bbox="1359 289 2297 459"> <tr> <th rowspan="2">核燃料物質の種類</th> <th rowspan="2">予定使用期間</th> <th colspan="2">年間予定使用量^{注6、注7}</th> </tr> <tr> <th>最大存在量</th> <th>延べ取扱量</th> </tr> <tr> <td colspan="4">《省略》</td> </tr> </table> <p>注1 ~ 注6 《省略》 注7: <u>核燃料物質等(福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。)に関する年間予定使用量とし、本5項で示した年間予定使用量の範囲内において取り扱うこととする。</u></p>	核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量 ^{注6、注7}		最大存在量	延べ取扱量	《省略》								
核燃料物質の種類		年間予定使用量 ^{*6、*7}																						
	最大存在量	延べ取扱量																						
《省略》																								
核燃料物質の種類	予定使用期間	年間予定使用量 ^{注6、注7}																						
		最大存在量	延べ取扱量																					
《省略》																								
<p>別表第40 核燃料物質取扱制限 (第73条)</p> <p>(1) AGF</p> <table border="1" data-bbox="240 768 1276 903"> <tr> <th>取扱区域</th> <th>制限量(グラム)^{*1、*4}</th> </tr> <tr> <td colspan="2">《省略》</td> </tr> </table> <p>*1 ~ *3 (変更なし) *4: <u>制限量の管理は核燃料物質及び汚染物試料を対象とする。</u></p> <p>注 (変更なし)</p> <p>(2) FMF</p> <table border="1" data-bbox="240 1094 1276 1201"> <tr> <th>取扱区域</th> <th>制限量(グラム)^{*3}</th> </tr> <tr> <td colspan="2">《省略》</td> </tr> </table> <p>*1 ~ *2 (変更なし) *3: <u>制限量の管理は核燃料物質及び汚染物試料を対象とする。</u></p> <p>注 (変更なし)</p>	取扱区域	制限量(グラム) ^{*1、*4}	《省略》		取扱区域	制限量(グラム) ^{*3}	《省略》		<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>表2-3 取扱制限量[*]</p> <table border="1" data-bbox="1338 768 2276 907"> <tr> <th>使用場所</th> <th>計量単位区域</th> <th>臨界管理方式</th> <th>系区分</th> <th>制限量 (g)</th> </tr> <tr> <td colspan="5">《省略》</td> </tr> </table> <p>備考 《省略》 * <u>核燃料物質等(福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。)</u></p> <p>【施設番号5：照射燃料集合体試験施設変更許可申請書】</p> <p>表2-3 最大取扱核燃料物質重量^{注1}</p> <table border="1" data-bbox="1338 1161 2306 1325"> <tr> <td>セル等</td> <td>《省略》</td> </tr> <tr> <td colspan="2">《省略》</td> </tr> </table> <p>注1: <u>核燃料物質等(福島第一原子力発電所内で採取した核燃料物質で汚染された物を含む。)</u> 注2 ~ 注11 《省略》</p>	使用場所	計量単位区域	臨界管理方式	系区分	制限量 (g)	《省略》					セル等	《省略》	《省略》		<p>・使用変更許可申請の許可(令和5年5月29日付け)に基づき、表2-3への注釈の追加に対応する注釈の追加であり、齟齬はない。</p>
取扱区域	制限量(グラム) ^{*1、*4}																							
《省略》																								
取扱区域	制限量(グラム) ^{*3}																							
《省略》																								
使用場所	計量単位区域	臨界管理方式	系区分	制限量 (g)																				
《省略》																								
セル等	《省略》																							
《省略》																								
<p>別表第41 巡視(第65条、第77条)</p> <table border="1" data-bbox="219 1507 1154 1934"> <tr> <th>設備区分</th> <th>巡視項目</th> </tr> <tr> <td>セル等^{*1} フード^{*1}</td> <td>イ 差圧(フードにあつては吸引状態)^{*7} ロ セルのγ線の線量当量率 ハ セルセルの遮蔽扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニター^{*2、*7}の指示温度</td> </tr> <tr> <td>廃棄物処理設備^{*3} 廃液設備 廃液処理装置^{*4}</td> <td>外観点検</td> </tr> <tr> <td>電源設備</td> <td>イ 電流 ロ 電圧</td> </tr> <tr> <td>無停電電源設備^{*5}</td> <td>電圧</td> </tr> </table>	設備区分	巡視項目	セル等 ^{*1} フード ^{*1}	イ 差圧(フードにあつては吸引状態) ^{*7} ロ セルのγ線の線量当量率 ハ セル セル の 遮蔽扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニター ^{*2、*7} の指示温度	廃棄物処理設備 ^{*3} 廃液設備 廃液処理装置 ^{*4}	外観点検	電源設備	イ 電流 ロ 電圧	無停電電源設備 ^{*5}	電圧	<p>【施設番号1：照射燃料試験施設変更許可申請書】</p> <p>9-2 液体廃棄施設：記載省略</p>	<p>・使用変更許可申請の許可(令和4年6月16日付け)に基づき、9-2(3)液体廃棄施設の設備の変更(廃液処理装置の削除)に対応する記載の削除であり、齟齬はない。</p>												
設備区分	巡視項目																							
セル等 ^{*1} フード ^{*1}	イ 差圧(フードにあつては吸引状態) ^{*7} ロ セルのγ線の線量当量率 ハ セル セル の 遮蔽扉のインターロック表示確認 ニ セル内温度モニター ^{*2、*7} の指示温度																							
廃棄物処理設備 ^{*3} 廃液設備 廃液処理装置 ^{*4}	外観点検																							
電源設備	イ 電流 ロ 電圧																							
無停電電源設備 ^{*5}	電圧																							

保安規定変更申請		使用変更許可	説明
換気設備*6	フィルタ差圧		
*1 : AGF、FMF、WDF及びJWTF設備 *2 : AGF設備及びWDF設備 *3 : JWTF設備 *4 : AGF設備及び WDF設備 *5 : AGF、FMF、WDF及びIRAF設備 *6 : 管理区域内部の負圧維持のための排気設備に限る *7 : AGFの維持管理設備を含む			